

中小企業会計チェックリスト確認の際の注意事項

必要確認項目とは、「金銭債権」「有価証券」「棚卸資産」「経過勘定」「固定資産」「引当金」「退職給付債務・退職給付引当金」「収益・費用の計上」「注記事項など、状況に応じて表示が必要な項目」をいいます。

税理士しか「作成」出来ませんので、「確認」は顧問税理士にご依頼下さい。

○ 必要確認項目 ○

金銭債権		チェックリスト NO 1 ~ 11
有価証券		チェックリスト NO 12 ~ 16
棚卸資産		チェックリスト NO 17 ~ 19
経過勘定		チェックリスト NO 20 ~ 21
固定資産		チェックリスト NO 22 ~ 27
引当金		チェックリスト NO 34 ~ 35
退職給付債務・退職給付引当金		チェックリスト NO 36 ~ 38
収益・費用の計上		チェックリスト NO 47 ~ 48
表示	注記事項など必要に応じて表示されていることを確認する	
~ 以上の必要確認項目に加え、次の項目が確認されている必要があります。~		
株主資本等変動計算書		チェックリスト NO 53 ~ 56

「確認済み」とは・・・次のケースが考えられます。

(1) 会計指針に従って処理をしている

(2) 会計指針に従った処理をしていない

(3) 残高が無いか。該当する事実が無い場合

残高等	有	YES	NO
無	チェック		
残高等	有	YES	NO
無	チェック		
残高等	有	YES	NO
無	チェック		

「確認済み」とは「有」の「YES」か「NO」に印又は「無」のいずれかに必ず印が必要です。

(注意1) 必要確認項目の「表示」については各項目毎に「表示」の定義が定められている場合があります、必要に応じて確認して下さい。

(注意2) 会計指針に適合していない。該当がない場合でも、保証対象となります。ただし、必要確認項目に、少なくとも一つは「YES」に印が必要です。

(注意3) 会計指針に従った処理をしていない場合で「NO」に印をした場合には、その理由を簡単に「所見」欄に必ず記載が必要です。

(注意4) 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者又は会計参与を設置していることが確認できる中小企業者については、保証料率から0.1%引下げます。

例えば・・・「企業実態からして必要がない項目」等

ご不明な場合には・・・

愛媛県信用保証協会 089-931-2111までお問合せ下さい。